

地域における小学校就学前の子どもを対象とした  
多様な集団活動事業の利用支援を踏まえた区の取り組みについて

## 1 主旨

世田谷区内において独自に幼児の健やかな成長・発達を促す活動を行っている民間団体が多いなか、外遊びを中心とした子育て活動は、地域に根付き、多くの幼児教育・保育の実践を重ねている。また、世田谷区子ども計画では、子どもの生きる力を育むため、すべての子どもたちが身近な場所でいきいきと外遊びができるよう、外遊び体験の推奨を掲げている。

外遊びでの自然体験活動などの経験や体験を通じた学びは、子どもたちの個性や特性を引き出す世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンや保育所保育指針にも通じるものであり、多様な地域の子育て活動の中でも特に地域にとって重要な取組と認められる。

この度、国が「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下、「利用支援事業」という。）」（別紙参照）を令和3年4月より実施することになったので、これを活用し、外遊びを中心とした幼児教育・保育活動の利用者へ支援を行うこととしたため、以下のとおり報告する。

## 2 経過

### (1) 国の動き

- 国は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを生み、育てる環境を整えるため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施した。
- 一方で、無償化の対象とならない施設等があったことから、無償化対象外の施設等についても、無償化の対象とするよう求める声が全国からあがった。国は無償化対象外施設等の利用者への負担軽減措置を講じる方針を示し、活動が地域にとって重要であると自治体が認める施設等に対し、国の支援のあり方を調査することとした。
- 今年度に入り文部科学省は、この方針を踏まえ、「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動への支援の在り方に関する調査事業（以下、「調査事業」という。）」を始めた。
- 調査事業を受託した各自治体からの中間報告を踏まえ、国は、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援事業である「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に位置付け、利用支援事業を令和3年4月より実施することとした。

(2) 区のこれまでの取組

- ① 区では、地域の子育て活動へ支援として、2種類の補助事業（団体運営費への助成）を実施している。

ア 自主保育団体補助事業

保育園・幼稚園に在籍していない幼児の保護者からなる団体で、自らの保育施設を持たず、保護者が主体的かつ恒常的に保育活動及びその運営に関わり、当該保育活動が主として屋外で行われる団体に対して、運営費の一部助成を行っている。

令和2年度助成団体数 2団体（対象者10人）。

イ 子育て活動団体補助事業

自主保育団体以外で、世田谷区内で保育園・幼稚園に在籍していない幼児の子育て活動を行い、所属する幼児の心身の健やかな発達を促すことを目的とする団体に対し、運営費の一部助成を行っている。

令和2年度助成団体数 6団体（対象者358人）。

② 文部科学省委託調査事業の受託

区は、世田谷区子ども計画（第2期）後期計画の中で、外遊びの推進及び環境整備を掲げていることから、これまで運営費を助成をしている中で、外遊びを中心に幼児教育・保育の取組を行っている団体を対象に調査を行うこととし、令和2年度に当該調査事業を受託した。調査にあたっては、国の調査要領を踏まえ、外部の学識経験者を含めた調査委員会を設置して保護者の現況や意識を把握していくとともに、必要となる支援等の検討を行っている。

- ア 調査項目
- ・調査対象施設を利用する保護者の意識等
  - ・施設が遵守すべき最低限の基準等の設定
  - ・調査対象施設等の活動状況や取組の実態 等

イ 調査対象団体 2団体（団体名）あおぞら園・あそびの会

ウ 調査協力者等 調査対象団体を利用する子どもの中で教育・保育給付又は子育ての施設利用給付を受給していない満3歳以上の小学校就学前の子どもの保護者に調査の協力を依頼し、協力した方に対し、子どもひとりあたり80,000円（源泉徴収分を除く）の謝金（報償費）を支出する。

※ 自主保育団体についても、外遊びを中心とした活動を行っているが、調査対象として国が求める有資格者の常時配置や、週5日の開設ができていない等の理由から調査対象とならなかった。

### 3 新たな区の支援事業

#### (1) 事業内容

国が示す利用支援事業の必須基準、及び幼児教育・保育の質の確保の点から区が設ける基準（注）を満たす団体を支援対象団体とし、当該団体を利用し、幼児教育・保育無償化の給付を受けていない幼児（満3歳以上）の保護者に対し、保育料の一部を助成する。なお、支援対象となった団体は、既存事業の運営費補助の対象としないこととする。

（注）今後、国の支援基準や調査事業を受託した際に設置している調査委員会の意見も踏まえ策定し、補助要綱に反映する。

#### (2) 支援金額

月額 20,000 円、または当該施設の過去3か年の保育料平均月額を比較し、安価な額とする。

### 4 概算経費

8,880 千円（特定財源 国 1 / 3、都 1 / 3）

月額 20,000 円 × 12 月 × 37 人（想定利用人数） = 8,880 千円

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月～3月 要綱策定

4月 事業実施

# 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の仕上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

## 1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

## 2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

## 3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

## 4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師）</li><li>○配置基準（幼児：保育者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない</li></ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"><li>○面積基準：保育室 1.65㎡以上/人</li><li>○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け</li></ul>
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上</li><li>○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと</li></ul>
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施</li><li>・保育室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、保育の実態に応じて必要と考えられる措置）</li></ul>
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"><li>○活動内容<ul style="list-style-type: none"><li>・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画が策定・実施</li><li>・各施設の活動方針に基づいた計画の策定</li></ul></li><li>○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等</li><li>○健康管理・安全確保【必須】</li><li>○職員・子どもの帳簿の整備</li><li>○適切な会計処理が確認可能</li></ul>

## 5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

新制度の対象とならない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

## 国主体

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

・ 企業主導型保育事業  
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・ 養育支援訪問事業  
・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診